

秋田県公安委員会規則第3号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の10中「放置違反金」を「放置違反金及び放置違反金に係る延滞金（以下「放置違反金等」という。）」に改める。

第7条の11中「放置違反金」を「放置違反金等」に改める。

別表第2 一般国道7号仁賀保本荘道路の項を次のように改める。

一般国道7号仁賀保本荘道路	にかほ市両前寺字家ノ浦地内仁賀保インターチェンジから由利本荘市二十六木根木田地内本荘インターチェンジまで
---------------	--

別表第2 一般国道7号象潟仁賀保道路の項を次のように改める。

一般国道7号象潟仁賀保道路	にかほ市象潟町小滝字梨ノ木台地内象潟インターチェンジから同市両前寺字家ノ浦地内仁賀保インターチェンジまで
---------------	--

別表第2 県道寺内新屋雄和線の項の次に次のように加える。

県道秋田操車場線	秋田市外旭川字菅野104番1地先から同市泉字登木65番先まで
----------	--------------------------------

別表第2 県道秋田停車場線の項を次のように改める。

県道秋田停車場線	秋田市旭北錦町1番2地先から同市川尻町字大川反233番234地先まで
----------	------------------------------------

別表第2 県道秋田停車場線の項の次に次のように加える。

県道秋田昭和線	秋田市仁井田字川久保16番1地先から同市添川字地ノ内172番9地先まで
---------	-------------------------------------

別表第2 市道追分下出戸線の項の次に次のように加える。

秋田市道1083号金足添川線	秋田市外旭川字小谷地110番2地先から同市添川字境内川原3番4地先まで
----------------	-------------------------------------

別表第2 市道八幡田地下道線の項の次に次のように加える。

秋田市道40429号イサノ外旭川三千刈1号線	秋田市寺内字イサノ43番1地先から同市外旭川字三千刈127番1地先まで
秋田市道40431号外旭川三千刈線1号線	秋田市外旭川字三千刈171番1地先から同市外旭川字三千刈96番1地先まで
秋田市道30724号寺内神屋敷6号線	秋田市寺内字神屋敷295番37地先から同市寺内字神屋敷295番34地先まで

様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号の2（第7条の2の2関係）

指令秋公委第 号
年 月 日

放置違反金納付命令書

殿

秋田県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により次の納付の期限までに納付してください。

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	納付書記載の金融機関
納付命令の理由	<p>あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。</p> <p><input type="radio"/> 違反日時</p> <p><input type="radio"/> 違反場所</p> <p><input type="radio"/> 違反車両番号</p> <p><input type="radio"/> 違反態様</p>

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

様式第8号の9を次のように改める。

様式第8号の9（第7条の8関係）

指令秋公委第 号
年 月 日

殿

秋田県公安委員会 印

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

次の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
号	円	円
		年 月 日までの額

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	納付書記載のとおり

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納め下さい。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先

(裏)

延滞金について

納付の期限までに放置違反金を納めなかった場合には、当該放置違反金につき、年14.5パーセントの割合で、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数によって計算した延滞金を納めなければなりません。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てになります。また、督促状を發した日の翌日から起算して10日を経過した日までに納付しない場合は、財産の差押えが行われます。

様式第8号の10を次のように改める。

様式第8号の10 (第7条の8関係)

秋公指第 号
年 月 日

督促状公示送達書

道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を、次に掲げる者に対し命令しますので、同条18項の規定により通知します。

なお、督促状は、秋田県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、送達を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

送達する書類の名称	氏 名 (名称)	適 用

(注) 道路交通法第51条の4第18項の規定により、秋田県県税条例第23条の例によるもので、この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該通知の送達があったものとみなされます。

様式第8号の21を次のように改める。

指令秋公委第 号

登録（登録更新）申請に関する通知書

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

殿

第1項の登録

年 月 日付けの道路交通法第51条の8 の申請

第6項の登録の更新

については、次の理由により登録（登録を更新）しないこととしたので通知します。
理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第8号の22を次のように改める。

指令秋公委第 号

登録取消処分通知書

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号・第 号）を取り消したので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第8号の27を次のように改める。

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者認定に関する通知書

住 所
氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第8号の32を次のように改める。

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

住 所
氏 名 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の
交付の申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第8号の35を次のように改める。

指令秋公委第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

住 所
氏 名 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）の返納を命じます。

理 由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

照 会 先

様式第14号を次のように改める。

様式第14号

指令秋公委第 年 月 日 号		
使用者 氏 名 殿		
秋田県公安委員会 印		
安全運転管理者（副安全運転管理者）解任命令書 道路交通法第74条の3第6項の規定により下記の安全運転管理者（副安全運転 管理者）の解任を命じます。		
記		
解任すべ き安全運 転管理者 （副安全 運転管理 者）	住 所	
	氏 名	年 月 日生
	勤 務 先	
解任を命 ずる理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 	

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第14条関係）

措 置 命 令 書	
住 所	指令 第 年 月 日 号
殿	警察署長 印
道路交通法第81条第1項の規定に基づき、 年 月 日 時までに 次の措置をとることを命じます。 なお、指定の日時までに措置をしない場合は、処罰されます。	
工作物、物件、 工事又は作業の 場 所	
同 上 の 名 称	
措 置 事 項	
措 置 を 命 ず る 理 由	
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第15条関係）

措 置 命 令 書	
住 所	指令 第 年 月 日 号
	警察署長 印
	年 月 日 時までに
<p>道路交通法第82条第1項の規定に基づき、 次の措置をとることを命じます。 なお、指定の日時までに措置をしない場合は、処罰されます。</p>	
工 作 物 等 の 所 在 場 所	
同 上 の 名 称	
措 置 事 項	
措 置 を 命 ず る 理 由	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。